

## TwooCa Biz チャージサービス利用規約 (法人アカウント用)

本規約は、株式会社 Kort Valuta（以下「当社」といいます。）が発行・管理・運営する資金移動業に係る電子マネーの送金、決済及び出金に係るサービスを用いて、提携企業等（第1条第6項に定義する利用者に同じ）が開設した TwooCa マネーアカウントと当該提携企業等に所属する従業員が開設した TwooCa マネーアカウントとの間で送金機能を利用した経費・その他資金の支払いや清算等が可能な第1条第1項に定義する TwooCa Biz チャージサービスの利用条件を定めるものです。利用者は、TwooCa Biz チャージサービスの利用者登録の完了又は利用開始をもって本規約に同意したものとします。利用者は、TwooCa Biz チャージサービスの利用者登録又は利用される前に、本規約を必ずお読みください。

### 第1条 (定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとします。

但し、別途定義された場合は、下記に限らないものとします。

1. 「TwooCa Biz チャージサービス」とは、本規約に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）のことをいいます。本サービスでは、提携企業等が開設した法人名義の TwooCa マネーアカウント（以下「法人マネーアカウント」といいます。）と同企業等の従業員が開設した個人名義の TwooCa マネーアカウント（以下「個人マネーアカウント」といいます。）間で送金機能を利用した経費・その他資金の支払いや清算等ができるほか、個人マネーアカウントに保有する電子マネーを利用して、Visa 加盟店での物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の購入を行うことができます。また、法人マネーアカウント及び個人マネーアカウントに保有する電子マネーを出金することもできます。
2. 「Company Admin Web アプリ」とは、提携企業等が開設した法人マネーアカウントの口座管理や取引管理等をインターネットで行うことのできる Web アプリのことをいいます。
3. 「TwooCa サービスサイト」とは、当社が提供する本サービスにおけるホームページ、当社の方針や規約類などの掲示等のサービス全般に係わる案内を行っているサイトのことをいいます。
4. 「TwooCa マネーアカウント」とは、当社所定の手続きに従い開設される本サービス及びその他の資金移動業サービスを利用するためのアカウントのことを

いいます。TwooCa マネーアカウントは、資金決済法上の資金移動業において、電子マネーとして発行される TwooCa マネーの残高の保有及び取引の記録管理を行います。

5. 「TwooCa マネー」とは、当社が資金決済法上の資金移動業において、利用者又は利用者に所属する従業員から対価の支払いを受けて発行する電子マネーのことをいう。Company Admin Web アプリにおいて、単に「マネー」と表示する場合がある。
6. 「利用者」とは、本サービスを導入する提携企業等のことをいい、本規約に定める本サービスの利用を認められたで法人マネーアカウントを保有する法人格を有する組織・団体又は本サービスを利用するために法人マネーアカウントを開設しようとする法人格を有する組織・団体をいいます。なお、第9項に定義する管理者の本サービスに係る行為は、利用者の行為とみなすため、利用者には管理者が含まれる場合があります。
7. 「代表者」とは、利用者である法人各を有する組織・団体を代表する役員をいいます。
8. 「実質的支配者」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者」をいいます。
9. 「管理者」とは、代表者又は利用者から法人アカウントの開設及び主たる管理（チャージ、送金、出金、残高管理、取引履歴照会等）の委任を受けた者で、当社が承諾した者をいいます。
10. 「Visa 加盟店」とは、当社が提携する組織である Visa ブランドの加盟店をいいます。
11. 「提携企業等」とは、当社と企業等（病院、学校、会員組織、特定の事業プログラムの実施主体等を含みますが、これに限りません。）の間で、当該企業等の従業員に対する本サービスの導入に係る所定の提携契約を締結した組織・団体等のことをいいます。

## 第2条 (法人マネーアカウントの開設)

1. 本サービスの利用は、登記されている内国法人（国、地方公共団体を除く）に限られます。
2. 本サービスを利用するには、利用者は当社に本サービスを管理する者として管理者1名の登録の届け出が必要です。
3. 本サービスを利用するにあたり、利用者は事前に犯罪収益移転防止法に基づく、法人としての取引時確認（本人特定事項、取引目的、事業内容、実質的支配者）、実質的支配者がいる場合はその者の本人特定事項の申告、管理者の本人特定事

項の確認を行う必要があります。また、利用者の法人を代表する者（実質的支配者がいる場合には実質的支配者）が外国籍である場合には、代表する者の本人特定事項の確認も行う必要があります。

4. 利用者の法人を代表する権限を有する役員又は実質的支配者が犯罪収益移転防止法における外国 PEPs 等「重要な公的地位にある者（Politically Exposed Persons）等」に該当する場合には、利用者は原則として法人マネーアカウントを開設することはできません。
5. 利用者の法人を代表する者が米国税法上の米国人である場合、又は実質支配者に米国人がいる場合は、利用者は原則として法人マネーアカウントを開設することはできません。
6. 本サービスの利用にあたり、利用者が当社に求めに応じて提供する情報（以下「登録情報」といいます。）はすべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、利用者の提供する登録情報に変更がある場合には、利用者は当社所定の方法により、速やかに変更後の登録情報を当社に届け出るものとします。
7. 利用者が第3項に定める取引時確認並びに本人特定事項の確認を行い、当社が認める場合に本サービスを利用することができます。なお、当社は本サービスの利用を認めない場合においては、その理由の開示は行わないこととします。
8. 当社は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の継続的顧客管理の一環として利用者に登録情報の確認を求めることがあり、利用者はこの求めに応じて登録情報の確認に協力しなければなりません。また、利用者は、名称、住居、担当者及び実質的支配者等の変更があった場合、当社所定の方法で変更後の登録情報を当社に届け出るものとします。利用者の法人を代表する者又は管理者が外国籍である場合で、所持している在留カードの有効期限が満了する場合は、変更後の在留カードの情報で再度の本人特定事項の確認を行う必要があります。当該者が当社の求めに応じない場合又は必要な再度の本人特定事項の確認を行わない場合、当社は、本サービスの利用を停止できるものとし、当社は、これによって利用者に損害が発生しても、一切その責任は負わないものとします。
9. 法人マネーアカウントに関し、本規約に従い利用者が取得する一切の権利は、利用者に一身専属的に帰属し、利用者は、これらの権利を第三者に譲渡又は貸与することはできないものとします。

### 第3条 (Company Admin Web アプリの利用)

1. 利用者は、当社所定の方法により、本サービスに係る Company Admin Web アプリを利用することができます。
2. 当社は、利用者に対し、Company Admin Web アプリの利用に必要な管理者 ID 及びパスワード（以下、総称して「管理者 ID 等」という。）を発行します。

3. 利用者は、発行された管理者 ID 等を厳重に管理するものとし、第三者にこれを開示してはならず、またこれらを第三者に譲渡又は貸与する等、第三者の利用に供することはできないものとします。また、使用上の過誤又は第三者による不正使用等については、当社は一切の責任を負わないものとする。
4. 当社は、利用者の管理者 ID 等を使用して行われた行為は、利用者による行為とみなし、それによって生じた損害について責任を負わないものとします。
5. 利用者は、管理者 ID 等を失念若しくは紛失し、盗難に遭い、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、当社所定の方法により直ちに当社に届け出るものとし、当社の指示に従うものとします。この場合、当社は、管理者 ID 等の通知又は再発行について、当社所定の方法で行うものとする。

#### 第4条 (TwooCa マネーのチャージ)

1. 利用者は、当社が指定する銀行口座にチャージ資金を振り込む方法で、当社から TwooCa マネーを購入し、法人マネーアカウントにチャージすることができます。但し、次項に定める残高上限額及びチャージ上限額を超えてチャージを行うことはできません。
2. TwooCa マネーの残高上限額を 200 万円、1 日当たりのチャージ上限額を 200 万円とします。但し、保有する TwooCa マネー残高が 100 万円を超える場合には、次項の規定が適用されます。
3. 当社は、毎営業日午後 3 時において、利用者の TwooCa マネー残高を確認し、その残高が 100 万円を超える場合であって、当該残高から Company Admin Web アプリに登録されている未実行の先日付送金（当日以降 30 日以内の先日付送金に限る）の合計額を差し引いた額（以下「送金未予定残高」といいます。）が 1 万円以上である場合、送金未予定残高から出金手数料を差し引いた額について、利用者からの何らの意思表示なく、あらかじめ利用者が Company Admin Web アプリに登録している預貯金口座に出金できるものとします。なお、本規定に基づく出金が行われた場合の出金手数料については、利用者負担とします。
4. 利用者が当社所定の方法で法人マネーアカウントにチャージを行った場合、チャージに相当する TwooCa マネーが利用者の TwooCa マネー残高に加算されます。なお、利用者がチャージ資金の振込みを行ってから TwooCa マネー残高に反映されるまでには一定時間を要します。
5. 利用者は、第 1 項に定める TwooCa マネーのチャージ手続き完了後は、意図しないチャージであっても、法令に定める場合を除き、当該 TwooCa マネーのチャージを取り消すことはできません。
6. 利用者は、チャージに際し手数料が掛かる場合があります。予め、TwooCa サービスサイトをご確認のうえ、ご利用ください。

7. 当社は、総合的な判断により、チャージされた TwooCa マネーが送金（為替取引）に用いられることがないと認識した場合には、当該 TwooCa マネーを当社所定の方法により利用者に返金できるものとします。また、利用者は、返金に対する当社からの問い合わせに対して応対するものとします。

#### 第5条 (TwooCa マネーの送金 )

1. 利用者は、当社所定の方法により、次項に定める送金上限額の範囲内で、保有する TwooCa マネーを従業員の個人マネーアカウントに送金（労働基準法上の賃金に該当しないものに限る）することができます。
2. TwooCa マネーの送金上限額は、1回あたり 100 万円とします。但し、これとは別に、当社がここに定める上限額の範囲内で、別途上限額を定め公表する場合には、その額を上限額とします。
3. 利用者は、Company Admin Web アプリの送金機能を使って即時に送金を実行できるほか、先日付送金の登録を行って、指定された先日に送金を自動実行することもできます。
4. 利用者が前項の先日付送金の登録を行う場合は、事前に当該先日付送金の送金資金をチャージしたうえで、遅くともチャージを行った日時以降の直近営業日の午後 3 時前までに登録を行うものとします。もし、チャージを行った日時以降の直近営業日の午後 3 時前までに当該先日付送金の登録を行なわなかった場合は、前条第 3 項の規定が適用され、チャージされた送金資金が自動出金される場合がありますのでご注意下さい。
5. 当社は、TwooCa マネー送金が即時の送金で行われた場合には送金操作完了と同時に、先日付送金の登録を行って送金が行われた場合には指定された先日の午前 8 時までに当該送金を実行します。但し、当該送金を実行することで、利用者の TwooCa マネー残高に不足が発生する場合や送金受取人の TwooCa マネー残高が残高上限額を超過する場合には送金を行わず、当該送金操作及び当該先日付送金の登録を無効とします。これにより利用者又は受取人又はその他の第三者に損害が発生したとしても、当社は当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
6. 利用者の送金が行われた場合、送金額に相当する TwooCa マネーを利用者の TwooCa マネー残高から減算し、同時に受取人の TwooCa マネー残高に加算します。
7. 利用者は、利用者に所属する従業員の個人マネーアカウントから TwooCa マネーの送金を残高上限額の範囲内で受けることができます。利用者が受ける送金額と保有している TwooCa マネーの残高の合計額が残高上限額を超える場合には、送金を受けることができません。

8. TwooCa マネーの送金完了後は、法令に定める場合を除き、当該送金の取り消しを行うことはできません。誤って意図しない送金が行われた場合、当事者間で直接これを解決するものとします。

#### 第6条 (送金に係る責任)

1. 当社は、TwooCa マネーの送金に関する当事者間の取引その他の法律関係に関して、その成立、有効性、履行等に関する法的責任も負わないものとします。
2. TwooCa マネーの送金完了後は、当該送金の原因となった反対債務の不履行又は不完全履行、当事者の不法行為又は違法行為、その他の問題（以下「問題等」といいます。）が生じた場合であっても、当社は、法令等で義務付けられている場合を除き、TwooCa マネーの返還等を行う義務は負わず、係る問題等は当事者間で直接これを解決するものとします。また、当社が係る問題等に対応したことにより当社に損害が生じた場合には、これを当該当事者が当社に賠償するものとします。

#### 第7条 (TwooCa マネーの出金)

1. 利用者は、利用者があらかじめ Company Admin Web アプリに登録した出金用の預貯金口座等（口座名義は利用者と同一名義に限る）に、次項に定める出金上限額の範囲内で、保有する TwooCa マネーを出金することができます。
2. TwooCa マネーの出金上限額は、1回あたり 100 万円とします。但し、これとは別に、当社がここに定める上限額の範囲内で、別途上限額を定め公表する場合には、その額を上限額とします。
3. 利用者が当社所定の方法で出金を行った場合、出金額及び別途当社が定める手数料及びこれに対する消費税額（以下「出金手数料等」といいます。）の合計額に相当する TwooCa マネーが利用者の TwooCa マネー残高から減算されます。出金額及び出金手数料等の合計額が、保有する TwooCa マネー残高を超える場合には、出金することができません。
4. 出金は、利用者が出金手続きを行い、利用者の出金用の預貯金口座等に着金した時点をもって完了するものとします。

#### 第8条 (TwooCa マネー残高、利用履歴等の確認)

利用者が保有する TwooCa マネー残高、利用履歴等は、Company Admin Web アプリで確認することができます。

#### 第9条 (TwooCa マネーの有効期間)

1. TwooCa マネーの有効期間は、TwooCa マネー残高が最後に増減した日から 5 年間です。但し、次項に定める措置により、有効期間が更に 5 年間延長されます。これにより、TwooCa マネー残高が最後に増減のあった日から 10 年間は有効な残高として利用が可能です。有効期間が過ぎた場合は、当該残高は失効します。
2. 当社は、TwooCa マネー残高が最後に増減のあった日から 5 年経過する日の前日に、以下の内容の通知を当社所定の方法で行います。
  - ① 通知日現在における TwooCa マネーの残高
  - ② TwooCa マネー残高の利用促進
  - ③ 5 年経過した日から更に 5 年間、TwooCa マネー残高に増減がない場合に当該残高が失効すること。

#### 第10条 (手数料)

1. 本サービスに係る手数料は、別途当社が運営するウェブサイト内の手数料に関する場所に掲示するとおりとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に要する通信費用、その他一切の費用を負担するものとします。

#### 第11条 (公租公課)

1. 利用者は、本サービスの利用並びに本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課を負担するものとします。
2. 利用者が前項により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課(消費税等を含みます。)が変更された場合は(新たに追加され、又は廃止される場合を含みます。)、利用者は、変更後の公租公課を負担するものとします。

#### 第12条 (受取証の発行)

1. 当社は、本サービスに関して金銭その他資金を受領した場合の「資金移動業者に関する内閣府令」第 30 条第 1 項に規定する事項(以下「受取証記載事項」といいます。)を記載した書面の交付について、書面に代えて電磁的方法により提供できるものとし、利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
2. 前項に定める電磁的方法による受取証記載事項の提供は、Company Admin Web アプリの利用明細に表示する方法とします。
3. 利用者は、書面又は電磁的方法により第 1 項の承諾を撤回し、受取証記載事項を電磁的方法によらない方法で提供を受けることを請求することができます。
4. 当社は、利用者から前項に基づく請求を受けた場合、第 1 項に定める金銭その他資金の受領のうち、過去 3 か月以内のものに限り、書面にて受取証を発行す

るものとします。但し、当該発行に係る手続きの負荷が当社において合理的な範囲を超えるような場合は、当社は事前の書面による通知をもって、利用者の法人マネーアカウントを解約できるものとします。

### 第13条 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者、代表者、実質的支配者、管理者は、現在、以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知的暴力集団等
  - (6) 前各号の共生者
  - (7) その他前各号に準ずる者
2. 利用者、代表者、実質的支配者、管理者は、自己又は第三者をして、以下のいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をする、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者、代表者、実質的支配者、管理者が第1項又は前項の各号のいずれかに違反している疑いがあると判断した場合、当社は、何らの通知、催告なしに、直ちに本サービスの利用停止、法人マネーアカウントの解約を行うことができるものとします。解約時、法人マネーアカウントに有効なTwooCaマネー残高を保有している場合は、解約手続きをもって、当該アカウントに保有する残高は失効するものとします。これにより、利用者に損害が生じても、当社は一切その責任を負わないものとします。
4. 前項の措置により、当社に損失、損害、費用等が生じた場合は、当社は利用者に損害賠償を請求できるものとします。
5. 第3項の規定により法人マネーアカウントの解約が行われた場合、本サービスに係る利用規約に基づく契約がすべて終了し、利用者の本サービスにかかる権利は理由を問わずすべて消滅するものとします。これにより、本サービス及びCompany Admin Web アプリの利用が一切できなくなります。

#### 第14条 (本サービスの中止・停止等)

1. 次のいずれかに該当する場合、当社は予告なしに 本サービスの全部又は一部の提供を中止・停止することができるものとします。
  - (1) システムメンテナンス及び機能向上のための改修が必要と当社が判断した場合
  - (2) コンピューターウィルス、不正アクセス又はネットワークの障害や機器の故障等により、本サービスの提供が困難になった場合
  - (3) 火災・停電等により、本サービスの提供が困難となった場合
  - (4) 地震・洪水・戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
  - (5) その他、やむを得ない事情により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項に定める事項により生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由による場合には、第 21 条に従うものとします。

#### 第15条 (不正利用等のおそれによる利用制限)

1. 当社は本サービスが、利用者以外の第三者の不正利用又はそのおそれがあると判断した場合には、利用者の本サービスの利用の全部又は一部を制限することがあります。
2. 前項の規定により利用者が損害を被った場合、当社は、間接損害、特別損害及び逸失利益については予見可能性の有無を問わず、その損害賠償責任の一切を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

#### 第16条 (禁止事項)

- 利用者は、理由の如何にかかわらず、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 当社所定の方法以外の方法により本サービス又は利用者 ID 等を利用する行為
  - (2) 法令又は公序良俗に違反する行為
  - (3) 本サービスを第三者に利用させる行為
  - (4) 本サービスをマネー・ローンダリングに利用する行為
  - (5) 本サービスを営利目的で利用する行為
  - (6) 不正な方法により TwooCa マネーを取得し、あるいは不正な方法で取得された TwooCa マネーであることを知って利用する行為
  - (7) TwooCa マネーを偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された TwooCa

マネーであることを知って利用する行為

- (8) 利用者 ID 等の取得・利用にあたり、虚偽の情報（名称、氏名、住所、電子メールアドレス等）を登録する行為
- (9) 複数の法人マネーアカウントを開設する行為（当社が認める場合を除く）
- (10) 当社、他の利用者又はその他の者の利益を害する行為
- (11) 本サービスに係るシステムを損壊、解析又は複製する行為
- (12) 営利・非営利を問わず、TwooCa サービスサイトの全部又は一部の複製、頒布、貸与、譲渡又は公衆送信をする行為
- (13) TwooCa サービスサイトの変更、修正、編集、切除又はその他を改変する行為
- (14) TwooCa サービスサイトの全部又は一部について、利用者自身や他人のホームページに掲載、配布又はその他に利用する行為
- (15) 当社又は第三者の特許権、商標権、著作権、その他の財産的又は人格的な権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (16) 他人の利用者 ID 等を不正に使用する行為、及び自己の利用者 ID 等を他人に使用させる行為
- (17) 当社及び TwooCa サービスサイトに係る権利者の名誉、人格又は信用等を毀損する行為若しくは不利益を与える行為
- (18) 本サービスの運営を妨げる行為、誹謗する行為又は信用等を毀損する行為
- (19) 犯罪行為、又は犯罪行為を誘発するあるいは犯罪行為に結びつくおそれのある行為
- (20) 他の利用者、その他第三者に損害を与える行為又は誹謗・中傷する行為
- (21) 当社に損害を与える又は与えるおそれのある行為
- (22) その他当社が不適当と認める行為

#### 第17条 (本サービスの終了)

当社は、社会情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合により、事前に告知のうえ、本サービスの全部又は一部を終了する場合があります。

#### 第18条 (法人マネーアカウントの解約)

1. 利用者は、当社所定の方法により、法人マネーアカウントを解約することができます。
2. 前項により、法人マネーアカウントの解約が行われた場合、本サービスに係る利用規約に基づく契約がすべて終了し、利用者の本サービスに係る権利は、理由を問わずすべて消滅するものとします。これにより、本サービス及び Company Admin Web アプリの利用が一切できなくなります。
3. 法人マネーアカウント解約時、当該アカウントに有効な TwooCa マネー残高を

保有している場合については、当社は、TwooCa マネー残高から出金手数料（消費税を含む）を差し引いた残額について、利用者の Company Admin Web アプリに登録されている出金用の預貯金口座等に振り込む方法で返金を行います。なお、出金手数料を差し引いた TwooCa マネー残高がマイナスとなる場合については、返金は行わず、保有する TwooCa マネー残高は解約時に失効するものとします。

4. 利用者が誤って法人マネーアカウントを解約した場合であっても、解約手続きをもって本サービスに係る利用契約はすべて終了し、法人マネーアカウントに記録されていた利用者の権利及び情報の復旧はできなくなりますのでご注意ください。

#### 第19条 (解除)

当社は、利用者が以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、何ら催告することなく、利用者による本サービスの全部若しくは一部の利用を停止し、又は本サービスに係る利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 法令又は本規約等に違反した場合
- (2) 利用者の登録情報に虚偽の事実があることが判明した、又は虚偽である可能性があると当社が判断した場合
- (3) 本サービスが法令や公序良俗に反する行為、又は犯罪行為若しくはその他不正な取引に利用され、又はそのおそれがある場合
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 差押、仮差押、仮処分の申立、又は滞納処分を受けた場合
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始その他倒産手続開始の申立を受けた場合、若しくはこれらの申立を自らした場合
- (7) 重要な営業の廃止、譲渡又は会社が解散した場合
- (8) 監督官庁による営業許可の取消、全社的な営業停止処分を受けた場合
- (9) 警察や裁判所その他の行政機関から要請又は命令があった場合
- (10) マネー・ローンダーリングが判明した場合や警察からの要請により、法人マネーアカウントの凍結要請があった場合
- (11) 法人マネーアカウントに、TwooCa マネー残高を保有していない場合であって、かつ、1 年以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対し応答がない場合
- (12) その他当社が利用者として相応しくないと判断した場合

#### 第20条 (契約解除時の取扱い)

前条の規定により、本サービスに係る利用契約が解除された場合には、利用者は、理

由の如何を問わず本サービスに係る一切の権利を失うものとし、利用者が法人マネーアカウントに保有するすべての残高は失効するものとします。あわせて、当社は、利用者の行為により当社が被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に請求できるものとします。

#### 第21条 (損害賠償)

1. 当社は、利用者が利用する PC 端末等における本サービスの正常な動作を保証するものではなく、通信環境の状況、その他の事由により、本サービスが利用できない場合であっても、当社は、サポートの提供、その他一切の責任を負うものではありません。
2. 当社の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において利用者が保有する TwooCa マネー残高に限られるものとし、間接損害、特別損害及び逸失利益については予見可能性の有無を問わず損害賠償責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
3. 利用者は、本規約に違反したことにより、当社、他の利用者又はそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとします。

#### 第22条 (不正利用に基づく補償)

1. 利用者は、第3条第3項、第4項の規定にかかわらず、以下に記載する事象により損害を被った場合、当社に対して補償を求める（以下「補償請求」といいます。）ことができます。
  - (1) 法人マネーアカウントに関する情報が第三者に不正に取得（盗取、詐取等）された場合により、利用者が意図せず、第三者により TwooCa マネーが不正利用された場合
  - (2) 上記(1)に該当しないケースであっても、個別の判断において、利用者の意思に反して権限を有しないものの指図が行われる等の不正利用による利用者の損害であると当社が認める場合
2. 利用者は、不正利用による損失を認識した時には、直ちにその状況を当社に連絡するものとし、不正利用による損失を認識した日の翌日から起算した 30 日以内に、当該不正利用および損害を警察署に申告（相談も含む）したうえで、当社所定の方式に従い補償請求を行うものとします。なお、損失を認識した日の翌日から起算した 30 日を過ぎた場合や警察署に申告を行うことが出来なかつた場合であっても、補償請求者がその理由を合理的な根拠をもって説明できる場合で、当社がそれを認める場合には、補償請求できるものとします。また、当社に対し、所定の方式に従い、損害の発生並びに補償請求者が当社以外の第

三者から受けられる補償の有無及び内容（既に補償を受けた場合には、その事実を含みます。）を正確に通知しなければならないものとします。さらに、利用者は、前記に加えて、以下の事項に対応しなければならないものとします。

- (1) 損害の発生及びその拡大の防止に努力すること
- (2) 当社が求める場合、不正利用者発見への協力、必要とする書類、証拠等の速やかな収集・提出、当社の損害調査への協力をを行うこと
3. 本条における「損害」は、第1項各号に定める事象によって、本サービスにおいて、利用者の意図に反した不正なチャージ、決済、送金、出金が行われた時点をもって、損害発生とします。
4. 当社は、利用者から補償請求受付後、請求内容及び当社による確認・調査の結果、その他事情を審査し、以下のいずれにも該当しないと判断した場合は、利用者に補償を行います。但し、以下のいずれか（第4号を除く）に該当する場合であっても、それがやむを得ない事情であって、補償請求者が合理的な根拠をもって説明でき、当社においてもそれがやむを得ない事情であると判断した場合には、例外的に補償を行なう場合があります。
  - (1) 当社所定の方法による本人確認を行っていない場合
  - (2) 不正利用による損害の発生から60日を経過している補償請求
  - (3) 利用者の故意若しくは重過失、又は法令違反に起因する不正利用
  - (4) 利用者又は利用者に所属する従業員が行った不正利用（第三者に強要されて行った不正利用を含む）
  - (5) 利用者が本規約、その他当社の定めに違反している場合
  - (6) 第2項の申告、請求の内容について、全部若しくは一部が虚偽、又は整合性を欠いているなど、虚偽の疑いがある場合
  - (7) 利用者が不正利用に関係している（不正利用により不当な利益を得ている、不正利用に協力しているなど）、又は被害状況の説明が不自然、不正利用者との接点があるなど、共謀の疑いがある場合
  - (8) 前回の補償請求から1年以内の利用者の過失に起因する不正利用に係る補償請求である場合
  - (9) 補償対象の不正利用に関して、第2項に規定する努力、協力等を行わない場合
  - (10) 利用者が不正利用を認識した後、不正利用による損害の拡大防止のための行為を行わないことによって損害が発生した場合
  - (11) 戦争、災害、疫病、地震等、社会的混乱の際に生じた不正利用
  - (12) その他、合理的な根拠をもって、当社が前号各号に準ずる不適当と認める事情がある場合
5. 当社は、前項の審査の結果、補償を提供すると判断した場合、補償の内容は以

下のとおりとします。

- (1) 利用者が第三者に不正利用された金額（不正利用の際に生じた本サービスに関する手数料を含みます。）から、当社以外の第三者から回収できた金額を差し引いた金額の補償を行います。
- (2) 不正利用による損害について、利用者が当社以外の第三者から補償を受けられる場合、損害の額が当該第三者からの補償額を超過する場合に限り、当該超過額の補償を行います。
- (3) 補償は、補償額に相当する額を TwooCa マネー残高に加算する方法により、本条の補償を行います。

#### 第23条 (利用者への連絡、登録情報の変更等)

1. 本サービスに関する当社から利用者への連絡は、Company Admin Web アプリ内への掲示その他当社が適当と判断する方法により行います。
2. 利用者からの本サービスに関する当社への連絡は、Company Admin Web アプリ内のお問い合わせフォームの利用又は当社が指定する方法により行っています。
3. 利用者は、当社に登録する一切の情報(利用者自身に関する情報を含みますが、これに限りません。)について変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により当該変更を当社に届け出なければなりません。
4. 当社は、届出のあった名称、住所に宛てて送付書類を発送した場合、延着し又は到達しなかった場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第24条 (業務委託)

当社は、本規約に基づく本サービスの運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

#### 第25条 (法令に基づく情報提供)

当社は、各法令に基づく情報提供について、次の Web サイトにて公表します。

1. TwooCa Biz チャージサービス資金決済法に基づく重要事項表示(資金移動業)  
[https://kortvaluta.com/settlement-fund-law\(biz-charge\).pdf](https://kortvaluta.com/settlement-fund-law(biz-charge).pdf)
2. プライバシーポリシー  
<https://kortvaluta.com/privacy-policy>
3. 個人データの共同利用について  
<https://www.kortvaluta.com/personal-data-handling.pdf>

## 第26条 (本規約の変更)

1. 本規約を変更する際には、あらかじめ変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、Company Admin Web アプリ内の適宜の場所へ掲示するとともに、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所へ掲示する方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、本規約の内容は、変更後の本規約によります。
2. 本規約の変更があった場合、は、本規約の変更後も引き続き本サービスを利用することにより、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。

## 第27条 (準拠法及び裁判管轄)

本規約の準拠法は日本法とし、本サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

本規約は、2026年1月23日から適用します。

2026年1月23日制定